

# 所得税法第56条の学習会で多くを学びました

## 婦人部学習講座

### 『所得税法第56条について』開催

4月18日(土)午後2時より浦和民商事務所2階において、埼玉県商工団体連合会婦人部協議会事務局長の近藤きえさんを講師に招き所得税法56条とはどういうものか、歴史、現実にかけている弊害、全国婦人部が40年行っている廃止運動の変遷を学びました。参加は、男性含め15名でした。以下学習会の報告です。

**所得税法第56条は「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に参入しない」と定めています。**この法律は昭和25年シャープ勧告を受け第7回国会において改定されたもので、明治時代からの家長制度がそのまま残されています。**控除が受けられるのは年間で配偶者最高86万円、家族50万円です。**



昭和25年当時、一人立ちできた金額は、現在の経済状況に合った金額でないことは明らかです。家族従業者がどんなに働いても働き分は社会的に認められずタダ働きで、事故にあった時は傷害保険の保障日額主婦5700円に対し業者婦人は2350円。家族従業者(息子、娘)は所得証明が取れず自動車ローンも組めない、賃貸住宅入居の審査に通らず契約できないなど多大な不利益を受けています。また最低賃金にも抵触、1日8時間労働で、埼玉県の最低賃金は時給802円、白色配偶者は358円、同家族専従者は208円と、半分にも満たない金額です。

白色申告が嫌なら57条の青色申告にすれば、という意見があります。青色申告は特例として届出を出せば給与を必要経費にできますが、特典のひとつとして家族の人件費を認めるという差別的制度で、働き分を認めたわけではありません。



2009年7月ニューヨーク国連本部で開催された女性差別撤廃委員会でも56条に「家族従業者の労働に対する報酬を必要経費と認めないのは問題。」という意見が出されました。2012年3月衆議院予算委員会で笠井 亮議員が56条の廃止を要求しました。

全国民商婦人部は40年間、「所得税法第56条の廃止を求める請願」を国に上げる運動を展開、現在396自治体が採択、埼玉県では川口市をはじめ18自治体が採択、また全国の税理士会、自由法曹団が意見書採択しています。がさいたま市は、未だ採択ならずです。

近藤事務局長の報告を受け、この法律は人種差別問題、マイナンバー制度にも関係することだ、婦人部と一緒に浦和民商は大きな運動を作り出していこうと、斎藤婦人部長、参加の方々から意見が出されました。白色申告の皆さん、青色申告のみなさん、会員の皆さんぜひいっしょに運動を行いましょ。

近藤事務局長の報告を受け、この法律は人種差別問題、マイナンバー制度にも関係することだ、婦人部と一緒に浦和民商は大きな運動を作り出していこうと、斎藤婦人部長、参加の方々から意見が出されました。白色申告の皆さん、青色申告のみなさん、会員の皆さんぜひいっしょに運動を行いましょ。

## 戦争ゆるさない 女性のレッドアクション

4月28日(火)12時埼玉県庁東門にて集会・パレードを行い、700名の女性が赤いものを身につけ参加しました。浦和民商から緑区寺尾栄子さん、桜区五十嵐美恵子さん、事務局松本が参加しました。集团的自衛権行使反対!憲法をまもれ!9条を壊すな!のスローガンで集会を開き、呼びかけ人に弁護士の鈴木幸子さん、前越生町長の田島公子がさんらがあいさつに立ちました。その後、浦和駅まで『戦争ダメダメ』『殺すも殺されるのもイヤイヤ』と元気にパレードを行いました。



お昼休みを利用して参加した若い方も多く見られました。



### 緑区総持院の牡丹

5月中旬まで満開です。700株の牡丹見ごたえあります。ぜひ見に行ってみてください。



緑区支部

# 浦和民商ニュース

発行  
浦和民主商工会  
www.minsyoo.jp  
さいたま市浦和区本太  
5-38-3  
電話: 886-5200  
FAX: 886-5454  
メール: Urawa@minsyoo.jp



## 浦和民商セミナー開催のお知らせ 知らない大変! 10月施行される『マイナンバー制度』のこと

5月17日(日)午後2時-3時30分  
浦和民商事務所  
講師; 第一経理長谷川税理士  
参加費無料

2013年5月に国会で社会保障と税の共通番号法が成立、2016年から導入が決まり、今年の10月から世帯ごとに個人番号、法人にも番号が届きます。税金と社会保障の仕組みの簡略化が目的ですが、国による国民の監視強化、個人情報漏えいの懸念がある。が、本当はもっと怖い制度です。

税金対策部



### 事務局からお知らせ

日頃より浦和民商へのご理解ご協力大変ありがとうございます。

今回の商工新聞は合併号です。5月11日(月)までに配付を宜しくお願いいたします。ゴールデンウィーク中は、営業日は暦どおりとなります。

ご協力宜しくお願いいたします。